

ふれあい館各アクア教室  
生徒募集中

昨年10月より水曜・土曜日  
の夜間にアクアピクス教室を、  
また11月より金曜日の午前に  
ステップアップアクア教室を  
開催しています。

アクアピクスは陸上の運動  
に比べ腰、膝等に係る負担は  
かなり軽減されますので、運  
動不足になりがちなこの季節、  
成人病が気かりな皆様にも  
お勧めです。18歳以上の方な  
らどなたでも参加することが  
できますので、水中エクササ  
イズの体験を試してみませんか。  
《アクアピクス》

実施日時

月8回（水曜日・土曜日）

時間・午後7時15分～8時

参加料金

プール利用料の他に、講師

料として、月8回の方は千円、  
月4回の方は500円が必要で  
す。（特別参加資格として水曜  
か土曜どちらか週1回を設け  
ました。また、プール回数券、  
各利用証をお持ちの方も講師  
料のみで参加できます。）  
《ステップアップアクア》

実施日時

月4回（金曜日）

時間・午前10時15分～11時

参加料金

プール利用料の他に、講師  
料として月500円が必要です。  
（特別参加資格としてプール回  
数券、各利用証をお持ちの方  
も講師料のみで参加できます。）

その他

いずれの教室も、水着と水  
泳帽子を着用してください。

申し込み・問い合わせ先

下野市ふれあい館

☎（47）1126

## 下野市3湯めぐり スタンプラリー実施中

昨年11月より市内きらら館、ゆうゆう館、ふれあい館では3施設を巡るスタンプラリーを実施しております。3湯及びふれあい館温水プールを巡り利用時に受付でスタンプを押してもらい、5回押印終了後必要事項を記入し各施設の応募箱に投函します。

毎月末3施設で抽選を行い各月当選者5名に3湯共通の回数券を贈呈しています。

スタンプラリーの台紙はきらら館、ゆうゆう館、ふれあい館、各公民館、各図書館、各庁舎、オアシスポッポ館、グリムの館に置いてあります。

### 問い合わせ先

きらら館 ☎52-3711  
ゆうゆう館 ☎43-1231  
ふれあい館 ☎47-1126

## 入札参加資格申請のご案内

平成19・20年度に下野市が行う競争入札・見積に参加しようとする方は、次の事項を確認のうえ、必要書類を提出してください。

### 入札参加資格とは・・・

下野市が実施する競争入札に参加する際に必要となる資格で、地方自治法及び下野市財務規則等により定められているものです。

下野市が行う入札に参加するには、あらかじめ入札参加資格審査を受け、入札参加資格を取得し、入札参加資格者名簿に登録されていなければなりません。

随意契約による場合も競争入札の例に準じて取り扱うことがあり、その場合、入札参加資格者名簿に登録されていることが条件とされる場合があります。

受付業種	建設工事（建設業法第2条第1項に該当する工事 28業種） 測量・建設コンサルタント 物品（食糧品は除く）・役務の提供 （測量及び建設コンサルタント等業務以外の委託業務の入札等に参加を希望する方は、「役務の提供」で申請してください。）【例】環境調査業務・草刈等業務
申請方法	郵送（郵便書留、消印有効） 市内業者は持参可
申請期間	建設工事 平成19年1月25日から平成19年2月9日まで コンサルタント 平成19年2月13日から平成19年2月28日まで 物品・役務 平成19年3月1日から平成19年3月16日まで 土曜・日曜・祝日を除く
提出先	下野市役所総務企画部管財課（国分寺庁舎2階）
持参の場合の受付時間（市内業者）	午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
資格要件・提出書類	資格要件・提出書類については、「入札参加資格審査申請書 記載要領」のとおり 申請書様式は、下野市独自様式（指定様式以外不可） 記載要領及び様式については、管財課窓口配付又は市ホームページよりダウンロードすることができます。
有効期限	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで（2年間）

問い合わせ先

管財課 ☎40-5553

石綿による特別遺族  
給付金の請求について

平成18年3月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、平成13年3月26日以前に石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で、時効により労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対し、特別遺族給付金が支給されることとなりました。年金として支給される特別遺族給付金は、請求のあった日の属する月の翌月分からの支給になります。また、法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降は請求できなくなりました。

また、平成13年3月27日以降に石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となりますが、請求権の時効は5年となっています。詳しくは栃木労働局までお問い合わせください。

問い合わせ先  
栃木労働局労災補償課  
☎028(634)9118

栃木県の最低賃金  
「ねえみんな、この金額に目を留めて」

「栃木県最低賃金は、平成18年10月1日から1時間657円です。」  
「栃木県産業別最低賃金は、平成18年12月31日に改正されます。」

塗料製造業 1時間810円  
一般機械器具製造業 1時間756円  
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 1時間756円  
自動車・同附属品製造業 1時間757円  
精密機械器具、医療用計測器製造業 1時間756円  
各種商品小売業 1時間733円  
詳しくは栃木労働局または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

問い合わせ先  
栃木労働局労働基準部資金室  
☎028(634)9109

労働者、事業主の皆様へ  
「職場のトラブル、解決へのお手伝いを」

栃木労働局では、職場のトラブルでお悩みの方の相談に応じ、迅速、簡単な手続き、無料で円満解決へのお手伝いをしています。

解雇や配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめなど労使間のトラブルで悩んでいませんか？お気軽にご相談ください。弁護士など法律の専門家が労使の間に入り、話し合いによる円満解決に向けたあつせんを実施しています。あつせんの申請は、労使一方からの簡単な手続きで行えます。詳しくは栃木労働局企画室（宇都宮市明保野町1-4）労働相談コーナーまたは栃木労働基準監督署内（栃木市沼和田町24）の栃木総合労働相談コーナーへ。  
あつせん申請書の様式は、厚生労働省のホームページからも入手できます。

問い合わせ先  
栃木労働局総務部企画室  
☎028(634)9112

労働問題の無料相談会

栃木県社会保険労務士会では、月1回、労働問題に関する無料相談会を実施しています。個別労使紛争やリストラでお悩みの方、労働保険や労災事故などでお悩みの方、社会保険や年金のことでお悩みの方など、労働問題全般について相談をお受けします。相談される方は、事業主、お勤めの方どなたでも結構です。

個別労使紛争に関する問題は全国的に多発しています。特に退職勧告、賃金、男女差別等で紛争・トラブルの解決方法で悩んでおられる方、ご相談ください。相談には、当会会員のベテランの社会保険労務士が担当します。また、相談内容についても一切外部に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

日時  
毎月第3水曜日  
午前10時～午後4時  
場所  
宇都宮市鶴田町3492 46  
栃木県社会保険労務士会館  
☎028(647)2028

国分寺町商品券について

国分寺地区の皆さまに長い間ご愛顧をいただきました「国分寺町商品券」の発行団体「国分寺町商店連合協同組合」は、10月末日付けで解散しました。

未回収の商品券につきましては、「国分寺商工会」で引き続き回収いたしますが、お手持ちの商品券は従来どおりご利用いただけますので、お早めにご利用ください。

今後は「こくぶんじポイントカード」の変わりなきご愛顧を切にお願い申し上げます。

国分寺商工会  
会長 長光博



## 栃木税務署の平成18年分の所得税等の確定申告会場は 「栃木商工会議所大ホール」です

平成18年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の相談及び受付を下記のとおり「栃木商工会議所大ホール」で実施いたします。

なお、開設期間中は、栃木税務署では、申告相談を行っておりませんので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

	栃木税務署の確定申告相談	税理士会による確定申告無料相談
会場	「栃木商工会議所大ホール」(栃木市片柳町2-1-46)	
開設期間	平成19年2月5日(月)～4月2日(月)	平成19年2月5日(月)～3月13日(火)
受付時間	午前9時～午後4時 正午から午後1時までの時間は申告相談は行っていませんが、申告書の受付と申告書用紙の配付などは行っています。	午前9時～午後3時

土・日・祝日は開設していません。

## 小山市中央公民館(第1研修室及び視聴覚室)で 事前還付申告作成説明会を開催します

栃木税務署では、医療費控除・年金受給者の所得税還付申告書の作成説明会を小山市中央公民館(第1研修室及び視聴覚室)で、それぞれ開催します。

そこでは、説明を受けながらその場で申告書を作成し、提出することができるため、税務署へ出向く手間が省け、大変便利です。必要なものをご持参のうえ説明会開始時間までにご来場ください。

なお、説明会開始時間までに、ご来場いただけない場合は、ご入場いただけない場合もございますので、あらかじめご承知おき願います。

説明会日程

	日 程	説明会開始時間	用意するもの
医療費控除 (給与所得者)	1月30日(火)、2月2日(金)	午前9時30分(受付午前9時～) 午後1時30分(受付午後1時～)	下記参照
年金受給者	1月25日(木)、1月26日(金) 1月31日(水)、2月1日(木)	同 上	

各説明会の入場者は、およそ150人です。

### お持ちいただくもの (当日必ず準備していただくもの)

1. 給与所得者(1か所)で医療費控除の申告をされる方  
平成18年分の「給与所得の源泉徴収票」(コピーは不可)  
平成18年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」  
印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)  
還付金の振込先がわかるもの(本人名義の通帳等)

2. 年金所得の申告をされる方  
平成18年分の「公的年金等の源泉徴収票」(コピーは不可)  
医療費控除をあわせて受ける方は、平成18年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」  
「社会保険料の支払金額がわかる書類」  
「生命保険料の支払(控除)証明書」及び「損害保険料の支払(控除)証明書」  
印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)  
還付金の振込先がわかるもの(本人名義の通帳)

## 住宅借入金等特別控除の申告をされる方へ

昨年まで小山市文化センターで開催していましたが、住宅借入金等特別控除還付申告説明会は、本年度から開催されないことになりました。住宅借入金等特別控除の還付申告をされる方は下記会場で申告してください。

栃木商工会議所大ホール 【開設期間：平成19年2月5日(月)～4月2日(月)】

下野市役所各申告会場 【開設期間：平成19年2月16日(金)～3月15日(木)】

いずれの会場も、土・日・祝日は除きます。